

## 工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日 文部科学大臣決定（平成26年2月18日改正）」に基づき、工学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する事項を定め、公的研究費の公正かつ適正な取り扱いに関して、必要事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした次の研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 省庁、省庁所轄の独立行政法人の受託研究費（文部科学省、独立行政法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等の受託研究費）
- (3) 各省庁、省庁所轄の独立行政法人の助成金
- (4) 文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（各研究センター）
- (5) 前各号に定めるもののほか、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究資金

2 この規程において、「研究者等」とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生、客員研究員およびその他本学の公的研究費の運営・管理に係わるすべての者をいう。

3 この規程において、「公的研究費の不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件に違反した使用をいう（以下「不正使用」という。）。具体的には、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与または謝金の請求等、虚偽の書類によって法令および本学の諸規程等に違反して支出した研究費の使用をいう。

4 この規程において、「部局等」とは、学部、教育推進機構、研究科、総合研究所（研究センター）、公的研究費の運営・管理に係わる事務部門をいう。

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、本学の教職員行動規範および本学における研究活動に係る研究者のガイドラインの定めに従い、崇高な倫理観をもって研究活動の透明性および説明責任を果たさなければならない。

2 研究者等は、公的研究費が個人の発意で提案し採択された研究課題によるものであっても、公的研究費は機関が管理することを理解の上、適正に使用しなければならない。

3 研究者等は、この規程に定める事項および第5条に規定する統括管理責任者の指示に従わなければならない。

4 研究者等は、第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。

5 研究者等は、前項に定めるコンプライアンス教育研修を受講終了後、次条に定める最高管理責任者に誓約書等を提出しなければならない。

6 研究者等は、前2項のコンプライアンス教育研修を受講し、誓約書等を提出しなければ、第2条第1項に定める研究資金へ応募することはできない。

(最高管理責任者)

第4条 本学に、本学全体を統括し公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定および周知するとともに、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者と連携し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理に関する措置を適切に行うことができるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正使用防止計画を策定し、また、不正使用を発生させる要因を把握し、その対応のため、自ら不正使用防止計画の進捗管理に努めなければならない。
- 6 最高管理責任者は、不正使用が生じた場合には、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者に適切な指示を与え、速やかに必要な措置を厳正かつ適正に講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関し、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、副学長（研究担当）をもってこれに充て、職名を公開する。
- 3 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、不正使用防止対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、最高管理責任者に定期的に当該実施状況を報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者および推進副責任者)

第6条 部局等における公的研究費の適正な運営・管理に関し、実質的な責任と権限を持つものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、当該部局等の学部長、機構長および所長をもってこれに充て、職名を公開する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - (1) 自己の管理監督または指導する部局等における不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
  - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等にコンプライアンス教育研修を実施し、受講状況を管理監督するとともに、研究費使用ルール等に関する理解度を確認するものとする。
  - (3) 前号の理解度の確認結果によって、問題があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。
  - (4) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じて当該部局等にコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(事務部局責任者)

第7条 公的研究費を適正に運営・管理するため、次の各号に定める事務部局責任者を置き、職名を公開する。

- (1) 学務部長

- (2) 総合研究所事務部長
- (3) 総務・人事部長
- (4) 施設部長
- (5) 財務部長

- 2 事務部局責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規程等を策定し、明確かつ統一的な運用をはかるものとする。
- 3 事務部局責任者は、前条に定めるコンプライアンス推進責任者と協力し、コンプライアンス教育研修を実施するものとする。
- 4 事務部局責任者は、自己の管理監督する事務部局において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

#### (職務権限)

- 第8条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して、職務権限を明確化し、職務権限の行使については、本学における公的研究費の管理に係る職務権限に関する規程細則を定め、本学関係者に周知するものとする。
- 2 事務処理に関しては、別に定める研究費使用マニュアルによる。

#### (相談窓口)

- 第9条 公的研究費に係る事務処理手続きおよび使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。
- 2 相談窓口は、総合研究所研究推進課（以下「研究推進課」という。）に設置するものとし、その担当課等は公開する。

#### (行動規範)

- 第10条 不正使用を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。
- 2 行動規範は、工学院大学教職員行動規範および工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドラインに定める。

#### (研修会等)

- 第11条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

#### (不正使用に係る調査および処分等)

- 第12条 不正使用があった場合または不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、研究不正行為調査委員会規程に基づき設置する調査委員会において必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、本学の就業規則および懲戒規程に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
  - 3 当該部局等の学部長、機構長、所長および事務部局責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正使用を招いた場合には、前条第2項に準じて取り扱うものとする。

#### (不正使用防止計画推進部署)

- 第13条 本学全体の視点から、不正使用防止計画を推進し、かつ研究者等に不正使用に対する意識向上を図

るため、不正使用防止計画推進部署を置く。

- 2 不正使用防止計画推進部署は、学務部学務課（以下「学務課」という。）とし、責任者は学務部長をもって充てる。
- 3 学務課は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正使用防止計画の立案・計画・推進に関すること。
  - (2) 不正使用防止計画の検証に関すること。
  - (3) 不正使用発生要因に対する改善策の策定に関すること。
  - (4) 不正使用の防止に関する行動規範に関すること。

（不正使用防止に向けた措置）

第 14 条 学務課は、不正使用防止の取り組みの状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

（公的研究費の運営・管理主管部署）

第 15 条 公的研究費に関する研究者等への支援は、研究推進課がこれに当たる。

- 2 研究推進課は、公的研究費の申請および執行に係る事務を分掌する。
- 3 研究推進課は、最高管理責任者が定めた不正使用防止計画にもとづき業務を遂行するものとする。

（発注段階での財源の特定）

第 16 条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

（納品検収業務）

第 17 条 公的研究費の適正な運用をはかるため、公的研究費による購入物品に対して、施設部購買課（以下「購買課」という。）および研究推進課は、納品検収を行う。

- 2 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守、点検など特殊な役務に関する納品検収ならびに換金性の高い物品の管理については、別にルールを定める。

（非常勤雇用者の確認）

第 18 条 総務・人事部人事課は、研究遂行上雇用された非常勤雇用者（研究補助者を含む。）については、雇用の状況や勤務実態を把握し、適正に管理しなければならない。

（出張の確認）

第 19 条 研究遂行上必要となる出張については、あらかじめ予算責任者または予算責任者から権限を委譲された者の承認を得るものとし、旅行後は、出張報告書および旅行の事実を証明する証憑を研究推進課に提出しなければならない。

- 2 研究推進課は、出張の事実および重複旅費支給の有無等を出張先相手方へ、書面等で確認するものとする。

（執行状況の確認）

第 20 条 研究推進課および財務部管財課は、財務会計システムおよび研究費照会システムにより随時公的

研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究推進課は、繰越制度の活用、資金配分機関への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(取引業者との癒着防止)

第 21 条 発注または契約する際には、本学の購買規程および工事規程等の定めにより行うものとする。

2 購買課は、取引業者に取引に関する誓約書等の提出を求め、研究者等と取引業者との癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第 22 条 不正な取引に関与した業者については、購買規程および物品購買に係る取引停止等に関する内規に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(不正使用に関する告発等受付窓口の設置)

第 23 条 本学における不正使用に関する告発等を受け付ける窓口を弁護士および学務部学務課（以下「学務課」という。）に置くものとする。

2 本学における受付窓口責任者は、学務部長とする。

(告発等受付処理体制等の周知)

第 24 条 最高管理責任者は、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項を定め、本学内外に周知する。

(不正使用に関する報告)

第 25 条 受付窓口に不正使用に関する通報および情報提供があったときは、窓口担当者は学務部長に、学務部長は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

(内部監査体制)

第 26 条 本学における公的研究費の運営・管理に関する監査（以下「内部監査」という。）は、内部監査室および理事長が指名する者が行う。

2 前項の規定は、監事および外部機関による公的研究費の運営・管理に関する監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第 27 条 内部監査は、本学の内部監査規程、公的研究費内部監査実施細則、公的研究費の管理・監査の体制に関する規程および諸規程等に基づき実施する。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 会計書類の形式的要件等の財務情報

に対する監査のほか、本学全体の視点か

ら公的研究費の運営・管理の体制整備等について改善を重視した監査を行うこと。

- (2) 事務部局等との連携により、不正使用発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- (3) 監事および監査法人との連携を強化した監査を行うこと。

(内部監査報告書)

第 28 条 内部監査室長は、前条に定める内部監査を実施したときは、理事長に内部監査報告書を提出するものとする。

(管理・監査体制の見直し)

第 29 条 理事長は、前 2 条の内部監査の実施結果を踏まえて、適宜、管理・監査体制の見直しを行い、必要に応じて最高管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(モニタリング体制)

第 30 条 不正使用発生要因の可能性を最小とすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。具体的には、帳票書類の確認だけでなく、予算執行が採択された研究計画に基づいて適正に行われているかどうか、期の途中でモニタリング監査を行う。

2 内部監査室は、監事および監査法人と連携して、不正使用を防止するためのモニタリング体制について検証し、公的研究費の運営・管理の改善を図るものとする。

(リスクアプローチ監査)

第 31 条 内部監査室は、不正使用が発生する要因を分析した上で、不正使用が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、期の途中でリスクアプローチ監査を実施する。

(事務)

第 32 条 この規程に関する事務は、学務課が処理する。

(細則等への委任)

第 33 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の運営・管理に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 34 条 この規程の改廃は、常務理事会で行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する（文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定」の改正（平成 26 年 2 月 18 日）に伴う見直し

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する（第 23 条不正使用に関する告発等受付窓口に、顧問弁護士を加える。）。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する（第 2 条 学部改編に伴う定義の変更・第 23 条 顧問弁護士を弁護士に修正。）。